



《今月の笑顔》 ELLCY 八王子エルシイ

すずき みか
鈴木美香さん

まつむら もも
松村萌々さん

🍴 2018年10月～11月 「会員増強月間」

📄 タックスコーナー「国税に関するご質問・ご相談は・・・」

👥 委員会探訪6 社会貢献委員会

🎤 新春講演会 講師に田崎史郎氏

🏠 経営コラム「再エネは野心的な目標設定を」



公益社団法人
八王子法人会

ふるさと漫歩 多摩の植物

シロバナアブラギク

一般にノギクと呼ばれているものは白色のもの、青紫色のもの、黄色の花などがある。

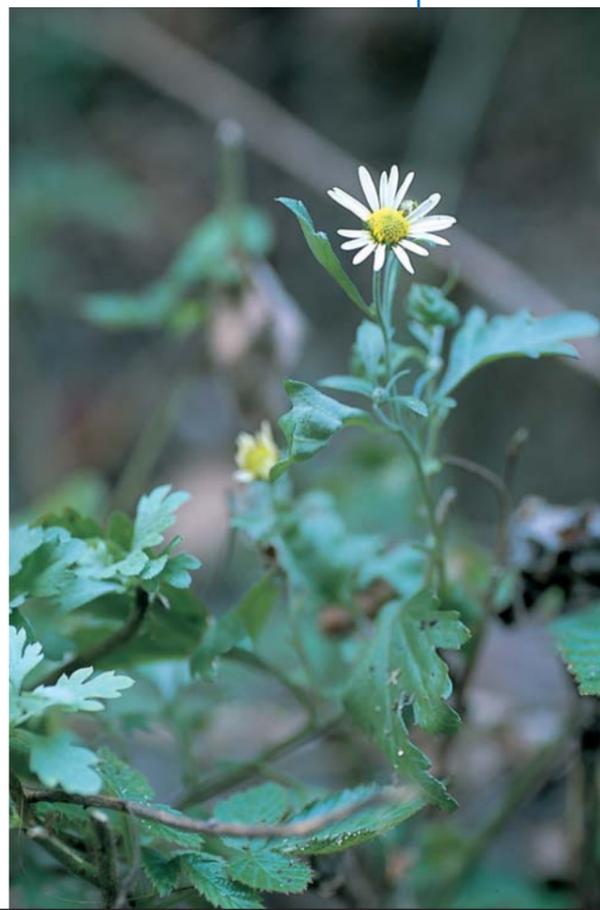
多摩地方などで白色のものはリュウノギク(龍腦菊)、青紫色のものはノコンギク(野紺菊)、黄色のものはアワコガネギク(泡黄金菊)がその代表種である。

じつはここに載せたシロバナアブラギクとはリュウノギクとアワコガネギクとの雑種である。

花の白いのちろろんリュウノギクから、さらに葉の厚み、灰白色の葉の裏面などはリュウノギクからの性質で、葉の感じ、切れ込みのこまかいところなどはアワコガネギクからの特徴を受け継いでいる。

この雑種は各地にごくまれに成育する。以前、高尾でもみられたが今では見られないようだ。

ところで、アブラギクの名は近畿地方以西、四国、九州などに見られるシマカンギクの別名でもある。こちらは江戸時代、長崎では花を油にひたしたものを油菊といって傷薬にしたという。



身近な自然環境を大切に



法人会

写真・資料提供 菱山忠三郎氏





国税に関する ご質問・ご相談は.....

○ インターネットでのご相談は早くて便利！！

国税庁ホームページ（タックスアンサー）

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索も充実しています。

○ 電話によるご質問・ご相談は、電話相談センターへ

電話相談センターでは国税に関する一般的な相談を受付けています。まずは、管轄の税務署へお電話を！！

税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内しています。最初に、ご用件に応じて「1」番から「3」番のいずれかを選択してください。

* 1月からは選択番号「0」番が追加され、確定申告に関するお問い合わせに対応します。

「1」 電話相談センター 国税に関する一般的なご質問やご相談

* 引き続き、自動音声により税目別に番号をご案内します。

「2」 税務署 税務署からのお尋ね、納付に関するご相談、面接での相談の事前予約など、税務署にご用の方

「3」 消費税軽減税率制度 実施時期、税率、軽減税率の対象品目など、消費税の軽減税率制度に関するお問い合わせ

「1」の電話相談センターにつながると.....

自動音声により次の番号をご案内します。ご相談内容に応じて番号を選択してください。

- ① 個人の年金・給与・事業などの所得税について
(住宅ローン控除、医療費控除の還付申告・事業所得・不動産所得など)
- ② 給与や報酬支払・年末調整などの源泉徴収や支払調書について
(税額表の適用区分・租税条約・法定調書など)
- ③ 譲渡所得・相続税・贈与税・財産評価について
(不動産や株式を売却した場合・個人の方が財産を相続した場合など)

- ④ 法人税について
(減価償却の方法・役員に対する給与など)
- ⑤ 消費税・印紙税について
(消費税の改正関係・課税対象・仕税額控除など)
- ⑥ 税務署の開庁時間など・その他の国税について
(相談先がご不明の場合・上記1から5以外の国税に関する一般的なご相談)

○ 平成30年分年末調整等説明会の開催日程のお知らせ

平成30年分年末調整等説明会を、次の日程で開催します。

開催月日	会場	時間
11月20日(火)	いちようホール 大ホール [八王子市芸術文化会館] (八王子市本町24-1)	両日とも 用紙配布 12時45分～ 13時30分
11月21日(水)		説明会 13時30分～ 15時45分

- 事前のお申し込みは不要です。
- 詳細につきましては、10月下旬に「平成30年分年末調整等説明会の開催のお知らせ」をお送りいたしますので、御覧ください。
- お問い合わせ先...八王子税務署 源泉所得税担当 (042-622-6291)
八王子市役所 税務部 住民税課 (042-620-7354)

○ 消費税軽減税率説明会の開催日程のお知らせ

消費税軽減税率説明会を、次の日程で開催します。

開催月日	会場	時間
10月24日(水)	八王子税務署3F会議室 (子安町4-4-9)	説明会 10時～11時
11月1日(木)		
11月9日(金)		

- 事前のお申し込みは不要です。
- 当日は先着順となっております。定員を超えた場合は参加をお断りさせていただく場合があります。
- 車での来場は、ご遠慮ください。
- お問い合わせ先...八王子税務署 法人担当 (042-622-6291)

税のオピニオンリーダー それが 経営者の団体「法人会」です

会員増強月間 2018年10月～11月

■正しい税知識や経営情報、各種福利厚生制度や地域社会への貢献活動など、さまざまな面で企業をサポートしている法人会。

事業活動や税制面での要望提言など、数に裏打ちされた組織があつてはじめてその力が発揮されるものと言えます。

■また、法人会の最大のメリットともいえるものは「情報」。あらゆる業種の集合体である法人会には数多くの生の情報が飛び交っています。研修会や親睦事業などを通じてのさまざまな人との出会いは常に新しい発見と事業展開へのヒントをはらんでいます。

■法人会ではこの秋の2ヶ月間を「会員増強月間」と定め、全国的に加入勧奨活動を展開しています。

■会員の皆様のお知り合いや取引先など、まだ法人会にご加入いただけていない方がいらっしゃいましたら、ぜひご入会へのお口添えをいただければ幸いです。

■企業に、地域に、ひいては社会全体ののために。多くの仲間で作る、より強い法人会を。



仲間をふやそう！



お知り合いを
ご紹介ください

法人会の法律相談。1時間まで無料。

どうぞお気軽にご活用下さい!!

- 法律のトラブルでお困りではないですか？ 法人会では担当の弁護士先生と契約し、1時間の無料法律相談を行っています。
- ジャンルは法律一般。相続などの会社業務以外のご相談も可能です。ぜひお気軽にご利用下さい。

(同一企業からのお申し込みは月1回までです)

▼お申し込みならびに詳細は **03-3357-0771**

(土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)

◆お申し込みのうえ、担当の弁護士さんと相談日程の打ち合わせを行うシステムです



法人会とは…

70年を超える歴史を有し、約80万社が加入する団体です!

昭和22年(1947年)に法人税はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移りました。しかし、当時の社会経済状況から、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。

このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。

法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

社会に貢献する法人会!

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。今後ともその歴史を継承し、国や社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的事业やそれぞれの地域に密着した活動を展開しています。

経営に差がつく! 税の知識が身につく! 人脈がひろがる!

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、セミナーや情報誌などを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。

とくに、企業の健全経営を支える税の知識については、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。

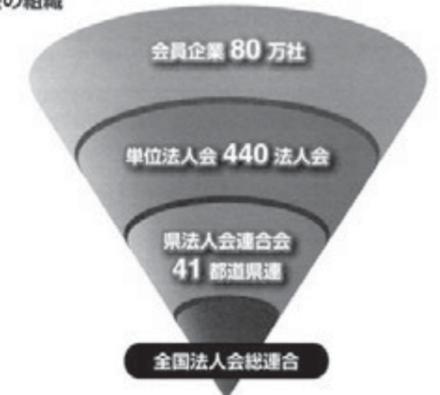
これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

法人会の組織は…

全国440の単位法人会が地域に密着した活動を展開!

法人会は、税務署の管轄地域ごとに単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連が組織されています。さらに、全国組織として全国法人会総連合があります。

●法人会の組織



●国税局エリア別単位法人会数



消費税期限内納付

消費税の期限内納付を忘れずに。推進運動実施中!



法人会

- 消費税には申告・納付期限⁽¹⁾があります。
- 申告・納付にはe-Tax⁽²⁾が利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です⁽²⁾。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額⁽³⁾に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ⁽³⁾	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ⁽⁴⁾

⁽¹⁾ 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
⁽²⁾ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
⁽³⁾ 地方消費税を含まない年税額をいいます。
⁽⁴⁾ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合に、自動的に中間申告・納付することができます。

■税や社会貢献をテーマに、さまざまな事業活動を展開してきた法人会。各事業の企画立案から運営までは、それぞれの分野ごとに構成された7つの委員会が担当しています。

シリーズでご紹介している委員会探訪、今回は「社会貢献委員会」にお邪魔しました。

■2003年9月、既存の6委員会に加え、新たに特別委員会として発足した社会貢献委員会、これまでの税・経営が活動の中心だった法人会に、新たな試みとして

加わった社会貢献の柱が、それからの法人会をさらに有意義に充実させ、15年を経た今日、地域に必要とされる団体に育ててきたことは明らかです。

■早くから地域社会への働きかけを重視し、新委員会で社会貢献に特化した取り組みを行なうことにより、法人会は租税教育、環境問題その他の分野においても大きな成果を挙げてきました。その後、2014年の公益社団化への移行にあたって、この委員会の長年に亘る積み重ねによる実績が礎の一部となったものです。

税・経営に加え、第3の柱「社会貢献」への取り組みで地域に必要とされる団体をめざして

委員会探訪6

社会貢献委員会



▼ 委員会審議の様様

5月末に開催された第2回社会貢献委員会、この日はまず、毎年夏に実施している「親子の税金教室」に使用予定の貸切列車が確保できたことを受け、会員及び一般への具体的な募集方法、当日の運営、車内での税金クイズや配布ノベルティについての検討を行ないました。



また、市内小学校6年生に向けて募集を行なう「税に関する絵はがきコンクール」では、各学校への協力要請や寄せられた作品の審査基準と選考方法、表彰式の運営について全体の流れを再確認するとともに、内容について審議を行いました。

また、「東京都地球温暖化対策報告書」の提出推進策、さらには冬の「租税教室」の開催など、盛りだくさんの議事について検討を行ないました。



▶ 市内小学校PTA主催イベントでの「税金クイズ」

授業における租税教室と平行して、PTAが主催する各種イベントにも社会貢献委員が出張し、パソコンを使った税金クイズのコーナーを担当。来場者にチャレンジしてもらいます。「楽しみながら税の知識も得られる」と、生徒さんや保護者の方々からたいへん好評をいただいています。



【社会貢献委員会】

(委員長)

山本通陽 (株)肉の山本

(副委員長)

森屋義政 (株)森屋建設

井上公雄 (有)八王子美顔教室

山田美佐子 (株)山五金属

(委員)

堺 尚久 (株)滝山商事

石野貴一 (株)母の手

天野 仁 (株)天野家具

古賀水雄 (株)古賀建築事務所

渋谷浩志 (株)渋谷商店

藤田弘一 (有)三洋商会

小林一仁 (株)小林自工

馬場真由美 (有)八王子中央ホンダ販売

井上 昇 (有)井上内装サービス

山之上 誠 (株)朝日物産

上野博幸 (株)上野総業

金田壽男 (有)金田企画

八島國男 (株)イーデン

梅田友章 (株)エイト

平野 実 (株)平和ハウジング

曾我益巳 (有)丸屋糸店

遠藤宗克 (株)エルテクニカ

豊村厚良 (株)エフ・ティー・アセット

*氏名称略

◀ 市内小学校での「租税教室」

子供たちに税の正しい姿と使われ方を伝えようと、市内小学校の授業時間をお借りして、社会貢献委員または青年部役員が教壇に立ち「租税教室」を行なっています。昨年度は全12校において19時限、受講生徒数924名にのぼりました。



▼ 「税に関する絵はがきコンクール」



女性部会が中心となり運営している「税に関する絵はがきコンクール」についても、社会貢献事業の一環として協力しています。第4回目となる昨年度は、市内23校から933編の力作が寄せられました。

▼ その他、社会貢献委員会の活動

- 「中学生の税の作文」協賛
- 「いちよう塾」への税務関連講座提供
- 「東京都地球温暖化対策報告書」提出推進
- 「環境講演会」開催
- 「親と子の税金教室」運営とクイズ作成



山本委員長



再エネは野心的な目標設定を

日刊工業産業研究所 所長 岡田直樹

政府は2030年度までの中長期的なエネルギー政策の方向性を示す「エネルギー基本計画」を4年ぶりに改定した。原子力発電は今回も「重要な基幹電源」に位置付けながら、世論に配慮し、電力業界が期待した新設や増設の是非には言及しなかった。注目点は再生可能エネルギーの「主力電源化」を打ち出したことだが、30年時点の電源構成比率は22-24%と、温暖化防止の国際的枠組みである「パリ協定」の発効前に決めた比率を据え置いた。計画をまとめた経済産業省資源エネルギー庁の担当者は「カチツとした目標を決めるのではなく、曖昧に見えるかもしれないが、その時々状況に応じて柔軟に決めるプロセスの方が50年に向けてはより現実的」と従来の計画改定とはアプローチが異なる点を強調する。良く言えば自由度があり、厳しく言えば方向性に欠ける、評価の分かれる内容になった。

筆者は今回の改定から浮かび上がる課題は3点あると考える。まずは政策決定プロセスが旧態依然としていることだ。固定価格買い取り制度をテコに太陽光や風力など再エネが普及するのに伴い、自治体や一般企業といった既存の電力業界に属さないノンプロプレーヤーが増え、消費者が主役の電力自由化も幕を開けた。環境が様変わりする中でエネルギーの専門家を中心に改定した計画が果たして国民の理解や支持を得られるのか。政府はもっと幅広い分野の産業人や有識者から意見を聞くべきだろう。

また福島第一原発事故から7年が経過し、国民の電力問題に対する関心が急速に薄れてきていることに不安を禁じ得ない。原発が稼働しなくても夏季の電力需要ピーク時を乗り切れるという安心感が定着しつつある一方で、電力の8割強を火力に依存し、二酸化炭素の排出量が高止まりしているという不都合な真実からは目を背けがちだ。電力会社による再エネ買い取り費用を消費者が負担する再エネ賦課金が、標準的な家庭で年間約1万円に膨らんでいることも、消費者の理解が進んでいるとは言い難い。政府には地方公聴会の開催など国民が電力問題について自ら考える機会を積極的に提供してもらいたい。

さらにはモノづくりの担い手になりえる脱炭素ビジネスを後押しするため、再エネはもっと野心的な目標を設定すべきだ。「日本が強いのは地熱発電くらい。風力発電は中国や台湾の躍進が著しく、すでに周回遅れの状況」(有識者)と危惧する見方もある。特に風力発電機は部品点数が1~2万点に上ることから、



中小企業も含め大きな産業のすそ野を形成し、地方の雇用を創出する可能性を秘めているだけに、発電業者や設備機器メーカーが予見可能性を高め、中長期的な投資をしやすくなる環境づくりが必要だ。

9月6日に発生した最大震度7の北海道胆振東部地震では、火力で道内最大の苫東厚真発電所が被災。系統発電所も設備保護のため順次停止し、道内は全域が停電する「ブラックアウト」に追い込まれた。電源の一極集中は経済性の高さとは裏腹に、地震に対する脆弱性を露わにした。日本のような自然災害多発国では防災・減災のためにも、再エネを活用し、電源の分散化を進める必要があるとそうだ。

原子力政策の迷走状態にはそろそろ終止符を打たなければならない。国民の理解を得ながら原発をどう残し、暫くは主力電源として頼らざるを得ない火力の環境負荷をいかに低減していくか。再エネを主力電源化するには蓄電池の低価格化や発電業者を対象にした入札制度の導入など課題が山積する。来年6月は大阪市でG20サミット、20年には温暖化対策長期戦略の国連提出を控え、残り時間は限られる。温暖化対策と表裏の関係にあるエネルギー政策を、脱炭素ビジネスが活気づく成長戦略へ昇華したい。

[筆者紹介]

岡田直樹(おかだ・なおき) 略歴 1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省などの官庁を担当。デスク、論説委員、論説委員長などを経て、日刊工業産業研究所長。埼玉県出身、59歳。

選挙をすればいい というものじゃない

ちょっと先のことになるが、11月11日は何の日か? 電池の日・チーズの日・くつしたの日・介護の日などなど。それぞれに大切な記念日ではあるだろうけど、今年の日に限ってはまた別の意義がある。

1918年11月11日、第一次世界大戦の休戦協定が結ばれた。ちょうど100年前のことである。そして、午前11時11分に同協定が発効した。事の成り行きはよくわからないが、そんなに「11」を並べて何がうれしいの?

敗戦のドイツ帝国は翌年、ワイマール共和国(ドイツ共和国)となり、ワイマール憲法のもと国の再建を図った。同憲法は男女平等の普通選挙権が定められる(英・米より早い)など、当時、最も民主的な憲法といわれた。

そんなドイツにわずか十数年後、どうしてヒトラーなる独裁者が誕生したのか。彼は民主的な選挙で選ばれたのはよく知られているが、国民はどうして彼を選んだのか?

筆者もそれは長年疑問だったが、ある時、歴史の専門家とおぼしき人が「それは、女性に選挙権を与えたから」のような発言でした。

民主主義が「裏目」に出たということか。有識者のお言葉、一理あるかもしれないが、浅学非才の筆者はその発言に異議を唱えたい。だって、女性を敵に回したくないもの…。

フリーランスライター 藤木 順平



■新春講演会に田崎史郎氏



法人会では、明年1月に開催される「新春・会員の集い2019」における新春講演会の講師として、政治ジャーナリストとしておなじみの田崎史郎氏を招聘することとなりました。ご期待ください。

《田崎史郎氏プロフィール》

昭和25年、福井県生まれ。中央大学法学部から時事通信社入社。経済部、政治部を経て、平河（自民党担当）記者クラブで2年9カ月間、田中角栄元総理が率いる田中派を担当。その後、政治部次長。編集委員、整理部長、編集局次長、解説委員長を経て特別解説委員。現在は政治ジャーナリストとして活動。自民党はじめ公明党、野党各党などを幅広く取材。政治取材歴は39年余。TV各局でコメンテーターとして出演のほか、著書も多数。

訃報

当会副会長・厚生委員長 天井雅彦様におかれましては、2018年8月30日ご逝去されました（享年66歳）
謹んでご冥福をお祈りいたします



■封筒の掲載広告を募集

市から、市・都民税を特別徴収（給与から差し引いて納入）している事業所へ送付する封筒に掲載する広告を募集します。

- 〔広告内容〕市民生活に関連するもの
- 〔使用期間〕平成31年5月（2019年5月）から1年間
- 〔広告のサイズ〕1枠 縦5cm×横8cm *複数枠の使用可能
デザインは申込者が作成してください。
- 〔募集期間〕平成30年10月15日～平成30年11月2日

広告料は下表のとおり。詳しくは市ホームページをご覧ください。

封筒作成枚数	広告料（1枠）	募集枠
70,000枚	20,000円	8枠



▲八王子市の封筒に
広告が掲載されます

《問い合わせ・申し込み》
八王子市役所
税務部住民税課
042-620-7354（直通）

事業者の皆さん 来年10月1日から始まる消費税の**軽減税率** 準備していただきたいことがあります。

標準税率 **10%** と、飲食品等に係る **軽減税率 8%** について
(酒類・外食を除く) (低所得者対策として実施)

- 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- レジや受発注システムの導入・改修が必要になります。

消費税軽減税率制度説明会 を全国で開催しています。開催日時、場所については軽減税率説明会 検索

■レジの導入等を支援する補助金について知りたい方は 軽減税率対策補助金 検索 ■軽減税率制度について知りたい方は 軽減税率 国税庁 検索

国税電子申告・納税システム **e-Tax**

「e-Tax」なら 国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税には**ダイレクト納付が便利です!**
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!
添付書類の提出省略
選付がスピーディー

法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。 イータックス 検索

今月の笑顔



ELCCY 八王子エルシイ (八日町・中央地区)

<http://www.hachiojielccy.co.jp/>

▼今月の笑顔は16号と20号が交わる八幡町交差点のランドマークでもある、八王子エルシイさんへお伺いしました。八王子市八日町に結婚式場「小杉会館」として昭和46年営業を開始、その後「八王子エルシイ」に変わり、今年で通算48年の歴史を持つ、八王子市民にとって馴染みのスポットです。実は、法人会事務局への道案内の際も「20号を下り、エルシイのところを右に曲がって、消防署の向い」と、よく目印に使わせていただきました。

ランチタイムが終わり、ひと息ついたところでお話を伺いしたのは、ウェディングプランナーの鈴木さんと宴会ホールスタッフの松村さん。

▼「婚礼も時代とともに変わりました。パッケージとして完成されたスタイルでとにかく派手に、という時代もありましたが、近年では、新郎新婦お二人の思いがより表現されるような演出、手作り感と暖かみのある式が増えています」「婚礼にあたっては、まず、ご要望をお伺いすることから始まります。この時のお客様との会話がとても重要です。新たなスタートへの特別な一日を、主役であるお二人がどのように描きたいのか、をお話の中からくみ取り、技術や設備の面から検証しながら、可能な限りご要望に叶う形で組み立てていきます。全てが終わり、ここで式を挙げてよかった、とご本人はもとより、親御さん、ご出席の方々に思ってもらえるよう、スタッフ一同全力で取り組んでいます」(鈴木さん)
▼「この春入社し、披露宴やパーティ、食事会でホールを担当しています。お客様が楽しくお食事や会話を進めいただけるよう、まずは明るく笑顔で。しかもてきぱきとしたサービスを目指して、料理や飲物の配膳や片付けのタイミング、そして一番大切な、周りへの気の配り方など、先輩方の動きをお手本にマスターしてゆきたいと思います」(松村さん)
▼小学校から高校まで、部活でバレーボールを続けてきたという松村さん、「今でも時折、母校で教えることもあります。現役時代は部長を務めていましたが、チームをまとめるには、まずお互いがよく知り、理解し合うコミュニケーション、そしてチームワークの重要性を身をもって学びました。貴重な経験だと思っています」



すすきみか 鈴木美香さん (ウェディングプランナー)
さむがたつや 佐怒賀達矢さん (代表取締役)
まつむらもちも 松村萌々さん (宴会ホールスタッフ)

▼「ほうぼうから相談を持ちかけられる事が多いというのは鈴木さん。「比較的話のしやすいタイプだからかも知れませんが、他愛もない軽いものから深刻なものまで、いろいろな方面からさまざまな相談が私の許へ舞い込みます。それでは、とこちらもできる限りお役に立とうと、一緒になって悩み、それこそ真剣に考えます。中途半端な結論は出しません。相手のために時には厳しいことも言います。ベストなアドバイスができていられるかどうか判りませんが、いずれにしても、お互いの信頼関係があるから相談してくれる。これはとても嬉しいことだと思っています」
▼「約半世紀にわたり、地元の結婚式場としてご愛顧いただき、この間15,000組以上の結婚式をお手伝いして参りました。中には親から孫までと三代にわたってご縁のある方もいらっしゃる、地域皆様のご支援があってこそこの当店で、誠に有り難く思っております。婚礼のみならず、各種会合、パーティやイベント、お食事会などお気軽にご利用いただければ幸いです。スタッフ一同、お待ちいたしております」(佐怒賀 代表取締役)

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 多田 充 伸
編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 清宮 仁 印
発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25
第43巻 第7号通巻455号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566
発行日 平成30年10月5日
印刷 スズキ美術印刷(株)
東京都八王子市南町9-8
電話(042)626-2600(代)